

橋本市告示第98号

下記のとおり歳入の徴収又は収納を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示する。

令和8年4月1日

橋本市長 平木 哲朗

記

委託した歳入の徴収又は収納の事務	歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者	委託する期間	担当課	根拠法令
学文路スポーツセンター使用料の収納事務	橋本市清水543番地1 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法施行 令第158条第1 項
住吉運動公園使用料の 収納事務	橋本市清水543番地1 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法施行 令第158条第1 項
勤労者体育センター使用 料の収納事務	橋本市清水543番地1 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法施行 令第158条第1 項
伏原体育館使用料の収 納事務	橋本市清水543番地1 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法施行 令第158条第1 項
伏原テニスコート使用料 の収納事務	橋本市清水543番地1 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法施行 令第158条第1 項
東家体育館使用料の収 納事務	橋本市清水543番地1 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法施行 令第158条第1 項
県立橋本体育館施設使 用料の徴収事務	橋本市清水543番地1 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法施行 令第158条第1 項
学文路東体育館使用料 の収納事務	橋本市清水543番地1 公益財団法人 橋本市文化スポーツ振興公社	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	生涯学習課	地方自治法施行 令第158条第1 項